# 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

#### 現 行 条 例

#### 改 正条 例

# ○職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例

(平成7年3月15日 条例第1号)

#### 第1条 略

(1週間の勤務時間)

- 第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間 当たり38時間45分とする。
- 略
- 3 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された 職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再 任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休 憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間 までの範囲内で、任命権者が定める。

#### $4\sim6$

(调休日及び勤務時間の割振り)

- じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に 応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日 までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員、任期付 短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員については、日曜日及び十曜 日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができ る。
- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分 の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、

# ○職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例

(平成7年3月15日 条例第1号)

#### 第1条 略

(1週間の勤務時間)

- 第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間 当たり38時間45分とする。
- 2 略
- 3 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下 「定年前再任用短時間勤務職員」という。) の勤務時間は、第1項の規定にかか わらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分 から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

## $4\sim6$

(调休日及び勤務時間の割振り)

- 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同│第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同 じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に 応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日 までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員、 任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員については、日曜日及 び十曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることが できる。
  - 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分 の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、

### 現 行 条 例

1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

#### 第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員にあっては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員については、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

# 第5条~第18条 略

### 改 正 条 例

1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

#### 第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員にあっては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員に加ては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員については、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1

### 第5条~第18条略